

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 33 年*月に結婚し、A市及びB市にそれぞれ1年間ほど住み、36年にC市Dに転居した。転居した数か月後に、隣に住んでいた町内会の事務員から国民年金の加入を勧められ加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をその事務員に毎月渡していた。納付を忘れることはなかったと思う。また、保険料の納付は妻が行っていた。

国民年金手帳は、町内会の事務所で保管しており、C市Dから同市Eに転居するまで預けていた。同市Dに住んでいた昭和 36 年から 41 年までのうち、申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和40年10月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、38年1月に夫婦連番で払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳及び特殊台帳により、申立期間②直前の39年4月から40年3月までの期間及び直後の41年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料が夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、当該期間当時の申立人夫婦の納付行動は同一であったと推認されることから、当該期間の保険料について、申立人の妻は納付済みとされているにもかかわらず、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①、申立期間②のうち昭和40年4月から同年9月までの期

間、及び 41 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の妻も当該期間が未納とされている上、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡が見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和 36 年度の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみを取扱う納付組合（町内会）では納付できなかったものと考えられるとともに、当該期間の前後に保険料が一括納付又は特例納付された期間が確認できるなど、申立人の妻が供述する納付方法と符合していないことなどから、当該期間について、申立人の妻が町内会を通じて夫婦二人分の保険料を毎月納付していたとは考え難い。

また、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から53年3月まで

妻の母に国民年金への加入を勧められ、早く手続をしないと20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができなくなると言われたので、妻と相談して、私がA市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

その際に、私と妻の未納とされていた期間の国民年金保険料額を計算してもらい、後日、B区役所に行って全額を納付した。保険料の領収書は無いが、その時に担当窓口の職員が書いてくれた納付すべき保険料額を計算したメモを保管している上、妻の保険料については、当該期間が納付済みとされている。

申立期間の国民年金保険料について、妻と同様に納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で昭和54年6月25日に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間直後の53年4月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、確認できる納付日はすべて申立人の妻と一致していることから、申立人及びその妻の保険料の納付行動は同一であったと推認できる。

また、国民年金被保険者台帳の記録により、申立人の妻は、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料を同年6月に過年度納付するとともに、51年4月から53年3月までの国民年金保険料を同時期に特例納付していること

が確認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録により、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料を同年6月28日に一括して過年度納付していることが確認できるところ、当時は、第3回特例納付の実施期間中である上、申立人の妻が特例納付を行っていることを踏まえると、申立人の申立期間の国民年金保険料を同時に納付した可能性が高いものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年1月については、申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、当該月についての国民年金保険料の納付書は作成されていないと考えられる上、申立人が、国民年金の加入手続時にA市B区役所の担当職員が作成したとして所持するメモにおいても、特例納付及び過年度納付保険料の計算額及びその対象期間に含まれておらず、申立人が、メモに記載された保険料の全額を納付したと申し立てていることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年2月17日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年10月31日から10年2月17日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者期間は平成7年2月21日から9年10月31日までの期間となっているが、私が同社を退職したのは、10年2月16日であった。

A社が平成9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていたことは、全く知らなかったし、申立期間の給与からも従前どおり厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社は、平成9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとして処理がなされているが、当該処理は、約4か月後の10年2月24日付けで、9年10月31日にさかのぼって処理されており、申立事業所の社会保険事務手続を行っていたとする元経理担当者は、「申立期間当時、会社の経営が厳しく、平成10年2月に会社は事実上倒産した。このため、9年10月ごろから社会保険事務所(当時)に厚生年金保険料の納付はしていなかったと思うが、申立期間において、申立人を含む二人の従業員の給与からは従前どおり保険料の控除を行っていた。しかし、私は、会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる手続に関与しておらず、その時

期についても承知していない。」と供述しているところ、元事業主は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった手続等について詳細は不明としているものの、当時、社会保険事務手続等に必要な印鑑等の管理については、自身が行っていた旨回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人及び前述の元経理担当者とは別の同僚については、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われた平成10年2月24日付けで、9年10月31日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格を喪失する処理が行われていることが確認できるところ、申立人及び当該同僚は、「申立期間の給与は、遅延及び減額もなく支払われていたので、保険料も従前どおり控除されていたはずである。」と供述している。

加えて、申立人、前述の元経理担当者及び当該同僚の供述から、申立事業所は事実上の倒産に至る平成10年2月までの期間において、事業を継続していることが確認できることなどから判断すると、申立事業所がオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる9年10月31日から10年2月16日までの期間においても、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成9年10月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日の10年2月17日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年10月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月12日から同年11月30日まで

申立期間当時、A社に雇用され、毎月15万円の給与を支給されていた。

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際に支給されていた給与支給額に見合うものとなっていないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る平成18年7月分の給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、申立人が提出した同社における平成18年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、申立人が主張する標準報酬月額から計算した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ同額であることから判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当初、標準報酬月額を15万円として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していたが、社会保険関係の手續及び給与計算事務

を委託していた公認会計士事務所の担当者が誤って9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額に訂正する旨届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA会B出張所における船員保険被保険者資格取得日は昭和20年11月20日及び資格喪失日は21年1月19日並びに資格取得日は同年2月19日及び資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年11月及び同年12月は140円、21年2月は360円、同年6月から同年10月までは360円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月20日から21年1月19日まで
② 昭和21年2月19日から同年3月28日まで
③ 昭和21年6月2日から同年11月1日まで

商船学校を卒業後、C社（現在は、D社）E所に入社し、A会の指示により、原材料輸送のため、昭和20年11月20日にA会が所有するF丸に乗船し、21年1月19日に下船した。また、引揚兵員輸送のため、同年2月19日にA会が所有するG号に乗船し、同年7月6日に下船し、次の乗船までの期間において予備船員として待機していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び同僚の供述から判断すると、申立人が、すべての申立期間において、A会が所有する船舶の乗組員又は予備船員であったことが認められる。

また、A会B出張所に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月28日、同資格の喪失日は同年6月2日とされているが、当該被保険者名簿は、同年3月31日現在で書換えが行われており、書換え後の被保険者名簿では、「H県等へ事務移管」の記載があり、船員保険に係る事務がH県等に移管されたことが確認できるところ、A

会に係る船員保険被保険者名簿では、申立人と同姓同名で生年月日の記載が無く、基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿に記録されている申立人の前後の被保険者の名前が前述のA会B出張所に係る被保険者名簿に記録されている申立人の前後の被保険者の名前と一致することなどから、当該被保険者名簿における申立人と同姓同名で生年月日の記載が無く、基礎年金番号に統合されていない船員保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、前述のA会に係る被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日の記録が無く、同資格の喪失日欄に「21.11.1」の記載があることが確認できるところ、申立人の所持する船員手帳には、申立期間①、②及び③の一部期間を含む、昭和20年11月20日から21年1月19日までの期間、及び同年2月19日から同年7月6日までの期間が乗船期間であったことが記載されており、各乗船期間について、給与及び諸手当の支給額、並びに標準報酬等級が確認できる。

また、申立人が、自分より後に乗船したとして名前を挙げた同僚は、申立人と同様に、前述のA会B出張所に係る被保険者名簿では、船員保険被保険者資格の取得日が昭和21年3月28日、同資格の喪失日が同年6月2日とされ、事務移管に伴い書換えが行われた後の前述のA会に係る被保険者名簿では、船員保険被保険者資格の取得日に係る記載が無く、同年11月1日に同資格を喪失したことになっているほか、オンライン記録では、同年3月28日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失したと記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年11月20日に船員保険被保険者の資格を取得し21年1月19日に同資格を喪失し、同年2月19日に資格を再度取得し、同年11月1日に資格を再度喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、今回統合する申立人のA会に係る船員保険被保険者名簿の記録及び申立人の船員手帳の記録から、昭和20年11月及び同年12月は140円、21年2月は360円、同年6月から同年10月までは360円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、同社本店で3か月間の集合研修が終了した後、同社C支店に配属された。同社には継続して勤務しており、集合研修時から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたのに、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した社内経歴簿から判断すると、申立人は昭和40年4月1日にA社に入社し、申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と一緒に入社し、研修終了後、同社本店又は同社各支店に配属された同僚は、研修期間中に記録があるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに同社各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人と同様に、昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失しており、ほとんどの同僚が研修終了後のA社本店又は同社各支店において資格喪失日と同日に同資格を再度取得し、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、前述のA社に係る被保険者名簿及び同社D支店に係る被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる一人は、「新入社員は、研修終了後、A社本店又は同社各支店に一斉に配属されており、一部の者の厚生年金保険の被保険者記録が途切れているのはおかしい。」と供述し、前述のA社に係る被保険者名簿及び同社E支店に係る被保険者原票において、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できる残り一人は、「私も申立人と同様に、研修後の厚生年金保険の被保険者記録に1か月間の空白期間があるが、研修終了の翌日にはA社E支店に出勤している。同社E支店において、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る事務手続に何らかのミスがあったのではないか。」と供述している。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る被保険者原票の昭和40年7月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年1月31日、資格喪失日に係る記録を同年2月6日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月8日から同年10月2日まで
② 昭和31年4月5日から同年10月31日まで
③ 昭和32年7月23日から同年9月1日まで
④ 昭和37年4月27日から38年5月31日まで
⑤ 昭和42年1月31日から同年2月6日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間①については、B社に所属して、C工場内で業務に従事していたが、給与に夜勤手当が加算されていなかったため、同僚と一緒に会社と交渉したが決裂したため、昭和30年10月1日に退職したことを記憶している。

申立期間②については、D社で運転手として、申立期間③については、E社で製造業務の従業員として、申立期間④については、F社で運転手として、申立期間⑤については、A社で運転手としてそれぞれ勤務した。また、申立期間⑤については、厚生年金保険料が控除されたことが確認できる給与明細書を所持している。

これらのことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤については、申立人が所持するA社に係る、昭和42年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる同年2月分の給与明細書により、申立人は申立期間⑤において申立事業所に勤務し、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和42年2月分の給与明細書で確認できる報酬月額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間⑤のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B社と名称が同じG商店は個人が経営する事業所である上、その後、H社へ名称が変更されていることが確認できる。

また、当時の事業主は不明であり、H社は、G商店とは登記上の変遷は無いと回答しており、事業が承継されたことの確認ができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶していないことから、申立人に係る申立期間①の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和30年7月8日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、資格喪失時に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納済」印も確認できる。

- 3 申立期間②については、適用事業所名簿によると、D社は昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②においては

厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、法人登記簿によると、D社は、昭和31年9月13日に法人登記されていることが確認でき、申立期間②の大部分については、個人が経営する事業所であったことが推認できる上、申立事業所が申立期間②において厚生年金保険の強制適用事業所に該当する従業員数5人以上の要件を満たしていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、適用事業所名簿によると、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る申立期間②の勤務実態等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した同僚3人に照会したが、いずれも申立期間②当時には勤務しておらず、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを裏付ける供述等を得ることができない。

- 4 申立期間③については、適用事業所名簿によると、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の資料は保管されておらず、当時の事業主も死亡している上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が姓のみを記憶する同僚が二人確認できるが、一人は住所が不明であり、残り一人は死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和32年7月23日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、資格喪失時に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納済」印も確認できる。

- 5 申立期間④については、適用事業所名簿によると、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間④当時の資料は保管されておらず、当時の事業主も死亡している上、申立人は、昭和37年10月の慰安旅行時に同僚と一緒に写ったとする写真を提出しているが、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、36年9月6日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の

喪失日は昭和 37 年 4 月 27 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、資格喪失時に申立人の健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返納済」印も確認できる。

- 6 申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C所）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 9 月 14 日まで

昭和 24 年 9 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの期間において、継続してA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

社会保険事務所に照会したところ、昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を得た。

申立事業所に継続して勤務していたことは事実であり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 勤務内容に係る申立人の具体的な供述、複数の同僚の供述及びB社C所が保管する社員台帳などから総合的に判断すると、申立人が昭和 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 14 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者に、昭和 26 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されているとともに、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、「C所 氏名索引簿 19」には、前述の被保険者記号番号払出簿に記載されているものと同一の厚生年金保険被保険者記号番号及び被保険者資格の取得日が記載されていることから、これらの払出簿及び氏名索引簿に記載されている基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 26 年 5 月 1 日から同年 9 月 14 日までの期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に記載されている被保険者のうち、申立人と年齢が近く、かつ同種の業務に従事していたとされる者の、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年 5 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間については、申立人は継続してA社に勤務していたと申し立てているものの、B社C所は、「当社が保管する人事記録では、昭和 26 年 7 月 14 日前の期間については、申立人が在籍していたことの確認ができない。」と回答している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人が昭和 24 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 10 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、この記録は申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 25 年 10 月 1 日から 26 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額の半額以下である8万円で記録されていることが分かった。申立期間当時、給与が減額された憶えは無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与が大幅に減額された記憶は無いとして、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者37人（申立人を含む。）のうち、日給制であったとされる者27人を除く10人の従業員の中で、申立期間において標準報酬月額が減額されている者は申立人を除き確認できない。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、上記の日給制ではなかったとされる申立人以外の従業員9人について、標準報酬月額が当時の最高等級に該当している者3人を除く6人は、おおむね毎年又は2年ごとに標準報酬月額が上昇しているところ、申立人についても、昭和55年10月1日に17万円であった標準報酬月額が、57年10月1日に19万円となっている

など、申立期間に8万円と大幅に減額されている以外は標準報酬月額が上昇していることが確認できる。

さらに、申立事業所の当時の事業主は、「申立人は管理職として採用しており、給与が前年度より下がることはない。」と回答している上、申立期間当時に総務部長であったとする者は、「昭和56年ごろに従業員を解雇したこと、又は給与を半額にしたことはない。当時、実際の給与月額に対応した標準報酬月額を届け出て、それに見合った保険料を控除していた。」と供述し、申立人とほぼ同時期に入社したとして申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人は、申立期間当時、特に病気で休んだ訳でもなく、標準報酬月額が半額以下になる理由は全く思い当たらない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「関連資料が保管されておらず、分からない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は42万9,000円、17年7月20日は40万3,000円、同年12月20日は40万1,000円、18年7月21日は40万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月21日
⑤ 平成18年12月18日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④については、A社が提出した「賞与集計一覧表」（賞与支給明細書の集計表）により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、事業主が提出した上記賞与集計一覧表において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成 16 年 12 月 20 日は 42 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日は 40 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 40 万 1,000 円、18 年 7 月 21 日は 40 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除はしたが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答している上、オンライン記録から、同社が、申立人の当該期間に係る標準賞与額について届出が漏れていたとして、賞与支払届を提出した旨の事務処理が、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月 14 日及び同年 1 月 15 日に行われていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤については、上記賞与集計一覧表により、平成 18 年 12 月 18 日に申立人に支給された賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることは確認できるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の供述、雇用保険の被保険者記録及び申立事業所保管の人事記録から判断すると、オンライン記録どおりの同年 12 月 30 日であると認められるところ、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とは認められない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和43年3月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

A社からB社に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。異動した期日は記憶していないが、当時勤務していたA社又はB社D営業所での業務内容、勤務場所等は異動後も変更は無かった上、継続して勤務していたことは間違いなく、給与明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が発行した申立人の採用通知書、C社が提出した申立期間に係る賃金台帳、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び同僚の供述などから判断すると、申立人がA社及び関連事業所であるB社に継続して勤務し（昭和43年3月9日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によれば、B社は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間は適用事業所には該当していないものの、法人登記の記録では同社が同年3月9日に成立したことが確認できる上、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年4月1日にB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる40人のうち27人が申立人と同様に同年3月1日にA社において被保険者資格を喪失し、そのうち、申立人が名前を挙げた3人を含む、聴取できた同僚4人

全員が、「会社は、勤務していた途中の昭和 43 年 3 月に A 社から B 社に経営が変わったが、業務内容、従業員、給与等に変わりは無かった。途中で退職等させられることなく継続して勤務していた。」と供述している上、A 社及び C 社は、「当時、A 社及び B 社は、資本関係は無いが、A 社の一部が独立して B 社が設立されたものであり、A 社の多くの従業員がそのまま B 社に異動となるなど、密接な関係があり、申立人が A 社から B 社に異動し、継続して勤務していたことは間違いなく、給与も両社から適切に支給されていた。」と回答していることから判断すると、B 社は、法人登記の記録で同社が成立したことが確認できる同年 3 月 9 日以降の期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した B 社に係る昭和 43 年 3 月の給与明細書に記載された報酬月額から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月1日から同年8月1日まで

A社本社から同社B支店に転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事記録及び同僚の供述などから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年3月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年8月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年から 5、6 年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年から 5、6 年間

私は、昭和 44 年ごろから、A 市で父が営んでいた家業を手伝っており、両親が私の将来のために私の国民年金を掛けておくと言っていたのを何度も聞いた記憶がある。

私の国民年金保険料を納付していた期間は、はっきりとは分からないが私の成人後 5、6 年間ぐらいだったと思う。

国民年金保険料は給料の中から天引きされており、両親が間違いなく納付していたはずであり、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金保険料を納付していた旨を申し立てているところ、納付時期については、昭和 45 年から 5、6 年間としており、申立期間を特定することができない上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続や申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録は確認できず、申立期間当時の居住地の A 市役所においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付を行ったとする申立人の両親についても、申立期間に係る国民年金の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月及び同年10月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月
② 平成2年10月から3年2月まで

平成2年7月ごろ、父がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間当時、私には収入が無かったので、国民年金保険料は、父が納付してくれていた。確か保険料の月額は1万円以下で、毎月納付してくれたと記憶している。

また、20歳の誕生日のころ、国民年金保険料の納付書が届いたような気がする。その納付書を片手にした父が、早く仕事に就くようにと私を叱り、父が保険料の納付に出かけるのを見送った記憶もある。

父が私の代わりに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたのは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年1月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人は、同年同月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も父親が行っていたと供述しているが、申立人の父親は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶は定かでないとしており、申立期間当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 41 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 33 年*月に結婚し、A市及びB市にそれぞれ1年間ほど住み、36年にC市Dに転居した。転居した数か月後に、隣に住んでいた町内会の事務員から国民年金の加入を勧められ加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をその事務員に毎月渡していた。納付を忘れることはなかったと思う。また、保険料の納付は、私が行っていた。

国民年金手帳は、町内会の事務所で保管しており、C市Dから同市Eに転居するまで預けていた。同市Dに住んでいた昭和 36 年から 41 年までのうち、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点において、申立期間①のうち昭和 36 年度の国民年金保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみを取扱う納付組合（町内会）では納付できなかつたものと考えられる。

また、特殊台帳、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、すべての申立期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫についても申立人と同様に未納とされているとともに、申立期間②の直前の期間及び申立期間③の直後の期間は、保険料が一括納

付及び特例納付されていることが確認でき、申立人の供述する納付方法と符合していないことなどから、申立期間について、申立人が町内会を通じて夫婦二人分の保険料を毎月納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 50 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は父が行い、国民年金保険料は、私が昭和 47 年 7 月に A 市役所で勤務するまでは父が納めてくれていた。その後は、私が、3 か月に 1 度送付される納付書に現金を添えて、同市役所の国民年金の窓口で納付し、父から渡された薄茶色の国民年金手帳に領収書を貼り付けていた。また、50 年 4 月からは銀行で納付した。

昭和 51 年 1 月 16 日に B 社会保険事務所（当時）に年金の相談に行った際、年金手帳を提出するよう言われたので、若い男性職員に渡したところ、新しい番号に変わっているからと言って新しい年金手帳を渡され、領収書を貼付していた前の年金手帳は窓口で回収された。また、この時渡された年金手帳も、平成 3 年 12 月に C 市 D 区にある社会保険事務所（当時）に行ったときに回収され、新しくオレンジ色の年金手帳をもらった。

申立期間は父や私が国民年金保険料を納めていた確かな記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 11 日に A 市役所で払い出されており、その当時は、第 2 回特例納付実施期間であるものの、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付したことはないとしており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人及びその父親が国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、納付書に現金を添えて、A 市役所の国民年金の窓口で納付していたと供述しているが、同市では、申立期間当時、国民年金の担当窓口

において、現金で国民年金保険料を収納することはなかったとしていること、及び申立人は、平成3年12月に社会保険事務所で回収されたとする年金手帳を所持していることなど、申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

私は、申立期間当時、A市B区役所で国民年金への加入手続を行い、その場で年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を窓口で納付したが、領収書は発行されなかった。領収書をもらえないことに一緒に行っていた母と不思議に思っていたが、年金手帳をもらったので安心していった。しばらくして未納と書かれた納付書が送られてきたので、同区役所に既に納付している旨電話すると、破棄してよいと言われた。

さらに、平成 10 年 4 月になってから、学生は国民年金保険料が免除されることを知り、同区役所に手続に行った際、同年 3 月分の保険料を返納してほしいと言うと、「年度が変わったので昨年度の分は返納できない。」と言われたことを憶えている。確かに、申立期間の保険料を納付していたはずなので、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 3 月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、同年同月分の国民年金保険料を同区役所窓口で現金で納付しており、その際、領収書は発行されなかったと供述しているが、同区役所では、窓口で現金の受領を行うことはなく、国民年金保険料を納付する場合、窓口で納付書を作成し、同区役所内の金融機関出張所で納付するよう指導していたとしている上、金融機関出張所で納付した場合、領収書が発行されなかったとは考え難く、申立人の保険料納付に係る供述内容と符合しない。

また、国民年金保険料の申請免除は、年度に関係なく申請日の前月から適用することとされており、平成 10 年 4 月 23 日に免除の申請が行われ、同年 3 月から 11 年 3 月までの期間が免除期間とされているオンライン記録に不自然

は見られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 5 月から 11 年 1 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月から 11 年 1 月まで

申立期間当時、私の父が私の国民年金への加入手続をした。国民年金保険料納付の催促は来たが、父が、私はまだ学生なので、国民年金保険料を納付する必要はないと言っていたこと、及びその当時、学生の私には、国民年金保険料を納付するだけの所持金が無かったことから納付していなかった。

平成 11 年 4 月に就職した会社で年金手帳の提出を求められ、年金手帳を父からもらって会社に提出した。その時、父は 10 年 5 月から 11 年 3 月までの国民年金保険料をすべて納付してくれたはずだ。

現在、父の所在は不明であるが、父が国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳は、平成 11 年 4 月に発行されており、それ以前に別の年金手帳が発行されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間直後の同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が、最大限さかのぼって納付することが可能な 13 年 3 月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点では申立期間は時効となり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親からの聴取もできないため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月29日から60年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間は、A社からB社に転籍し、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B社は昭和62年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当時の取締役の一人は、「申立人に係る人事上の処遇、社会保険関係事務の取扱いについては事業主が直接行っていた。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、転籍元であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 2 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで
② 昭和 29 年 9 月 21 日から 31 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間①についての勤務地については記憶が定かではないが、申立期間②及び③はA社の建設現場があったB県に所在するC建設工事現場及びD県に所在するE建設工事現場で業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が授与した昭和 30 年 1 月 18 日付けの表彰状、申立人が提出した 31 年 10 月にC建設工事現場で撮影したとする写真、32 年 5 月 31 日にE建設工事現場で撮影したとする写真及び同年 3 月 10 日付けで当時の国の所管局長が交付した運転士免許証から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社で建設工事の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「現場作業員については、正社員になってから、人事記録台帳を作成し、厚生年金保険については長期の加入者として取り扱っていた。正社員となる以前の現場作業員としての勤務期間における厚生年金保険の加入については、当社各現場事務所の責任者に任せている。」と回答しているところ、同社が保管する人事記録台帳には、申立人の同社の入社時期は昭和 38 年 4 月 1 日と記録されていることから判断すると、すべての申立期間において、申立人は申立事業所の現場作業員であったことがうかがえるとともに、申立人が記憶する複数の同僚のうちの一人、及びA社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿により、申立人と同じく 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚について、現場作業員であったことがうかがえる期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できる。

また、A 社は、「当社本社では、現場作業員の人事記録及び厚生年金保険関係書類等の関連資料を保管していない。」と回答している上、申立人が記憶する上記複数の同僚は、既に死亡している者や、姓のみの記憶であるため特定できない者であることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年3月30日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

昭和25年11月から米軍の接收住宅での業務に従事し、途中で別の接收住宅に異動したものの、米軍病院内の施設に勤務するまでの期間において継続して当該業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、米軍の接收住宅での業務に継続して従事していたと申し立てているところ、連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の厚生年金保険被保険者資格の取扱いについては、昭和26年7月3日付けで、非軍事的事業の事業所に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は、物の販売の事業等に使用される者を除き、26年7月1日からは、厚生年金保険の被保険者とはならない旨の厚生省（当時）通知が発出されていること、及びA管理事務所の資料を保管している国の所管局では、「接收住宅における勤務者は、上記通知における非軍事的事業の事業所に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者に該当する。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間について、上記通知に基づき厚生年金保険被保険者の資格を喪失する者として取り扱われた事情がうかがえる。

また、A管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の所管局が保管するA管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録は昭和25年11月18日、

同資格の喪失日の記録は 26 年 7 月 1 日であり、両被保険者名簿の記録は一致していることが確認できる上、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立期間に係る勤務実態についての供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 17 日から 31 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であり、当時、同社において作業現場の上司であった私の夫の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述、及び申立人がA社における作業現場責任者として名前を挙げた申立人の夫の厚生年金保険の被保険者記録が、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、A社では、「当時の関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。申立期間当時、従業員については、雇用保険と国民健康保険組合に加入させていた。このうち、作業現場責任者については、国民健康保険組合の第1種組合員とし、厚生年金保険に加入させることとしていた。その他の現場従業員については第2種組合員とし、厚生年金保険は任意加入としていたが、加入を希望する現場従業員はほとんどいなかった。」と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しているほか、申立人が同じ作業現場に従事していたとして名前を挙げた同僚5人については、いずれも、当該被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録を

確認することができないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2488 (事案 1810 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 19 日から同年 12 月 5 日まで

A社が所有するB丸に機関長として乗り組んでいた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たに船員手帳の申立期間前後のページの写し等を提出するので、再度調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が提出した船員手帳から判断すると、申立人が申立期間においてA社が所有するB丸に乗り組んでいたことが認められるものの、i) A社では、以前は、船員を船員保険に加入させようとしても、短期間で退職してしまうため、結果的に加入手続きができなかったことはあったようだとは回答していること、ii) 同僚の供述から判断すると、当時、申立事業所では、船員について必ずしも乗船と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、iii) 国の所管局では、申立期間における船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険の加入を推認することはできないと回答していること、iv) 申立人が申立期間における給与の内訳が記載されているとして提出したメモ帳の写しには、支給年が記載されておらず、記載されている船員保険料の控除額について申立期間当時の船員保険の保険料率に基づき標準報酬月額を試算した結果、当時の船員保険の標準報酬月額等級表に定められたいずれの標準報酬月額とも一致しないことなどから、既に、当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において間違いなく船員保険に加入していたと

して、新たに船員手帳の申立期間前後のページの写し等を提出して再度申立てを行っているが、当該資料では申立期間における船員保険料の控除を確認できる記録は見当たらない上、申立人が提出した前述のメモ帳の写しにおいて「組合費」の控除が確認できることについて、C組合では、「申立期間における申立人の組合員としての記録は確認できない。A社は当組合との労使関係は無く、申立期間当時、申立人は組合員ではなかったと思われる。」と回答しているほか、A社は、「当社はC組合との労使関係は無く、給与から組合費を控除することは無い。」と回答しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2489 (事案 762 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月から24年5月1日まで
② 昭和26年11月29日から28年7月まで

A米軍基地において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、新たに同僚の名前を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A米軍基地を管轄していたB管理事務所及びC管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び国の所管局が保管する厚生年金保険被保険者名簿では、いずれも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が一致していること、申立人の主張を確認できる供述等を得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたとして、新たに同僚3人の名前を挙げて再度申立てを行っているが、このうち二人は、B管理事務所及びC管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており、残りの一人は、当該被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できないほか、申立人の主張を確認できる供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年ごろから 60 年ごろまで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社に勤務していたところに撮影されたとする写真、昭和 60 年 3 月 31 日付けのパート名簿及び当該名簿に記載されている同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容は確認できない。現在でも、勤務時間が 4 時間 30 分程度のパートがいるが、これらのパートは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

また、前述のパート名簿に記載された同僚 3 人に聴取したところ、うち二人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立事業所における勤務時間は、4 時間 30 分であり、これらのパートは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。」、残り一人は、「申立人に係る記憶は無いが、申立事業所における勤務時間は、4 時間 30 分であり、これらのパートは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、申立人及び当該同僚について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないほか、前述の被保険者名簿では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間当時、A 大学（現在は、B 大学）医学部附属病院の指示で、C 病院（現在は、D 会）に勤務していた。平成 10 年 3 月 31 日までの期間において勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びD会が保管している労働者名簿では、申立人がC病院を退職した日は平成 10 年 3 月 30 日であることが確認できることから、申立人が申立期間においてC病院に勤務していたことを確認することができない。

また、D会が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 10 年 3 月 31 日であることが確認でき、当該日付はオンライン記録と一致している。

さらに、D会が保管している申立人に係る平成 10 年 3 月度及び同年 4 月度の賃金台帳から、同年 2 月の厚生年金保険料は、同年 3 月度の給与から事業主により控除されているものの、同年 3 月の厚生年金保険料は、同年 4 月度の給与からは控除されていないことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月1日から48年3月20日まで
② 昭和58年2月25日から59年6月1日まで

申立期間①については、A社に営業係長として勤務していた期間であり、途中、約1年間業務応援のため同社B支店で勤務したこともあった。また、申立期間②については、C社に友人の紹介で入社し、営業社員として勤務していた。

申立期間において、各事業所で勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、適用事業所名簿により、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、適用事業所名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所として、A社と類似する名称の3事業所が確認できるものの、いずれの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は当該事業所の事業主の名前を記憶しているが、当該事業主と同姓同名の者について、オンライン記録により、申立期間①において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、商業登記簿においても、申立てに係る事業所は確認できない上、申立人は申立事業所の同僚の名前を記憶しておらず、同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②については、適用事業所名簿により、申立人が勤務していたとするC社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは平成5年8月1日であり、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人がC社の事業主であったと供述し、商業登記簿により、申立事業所の取締役として確認できる者についても、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、オンライン記録から、申立期間②において国民年金保険料の納付について免除申請を行っていることが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった平成5年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる5人のうち、連絡先が判明した3人に照会したものの、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

3 なお、申立人は、申立てに係る資料として、厚生年金保険料の控除額の記載が確認できる4通の給与明細書を保管しているが、当該給与明細書に事業所名及び支給年の記載は無い上、申立人が申立期間②直後に勤務したとするD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人には、昭和59年6月1日から61年5月21日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該4通の給与明細書に記載されている厚生年金保険料及び健康保険料の控除額は、前述の被保険者名簿から、59年6月から60年9月までの期間において確認できる標準報酬月額に見合う本人負担保険料額と一致することから判断すると、当該給与明細書は、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料であるとは認め難い。

4 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月から 7 年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）から派遣され、C 社（現在は、D 社）E 工場で勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A 社に採用され、派遣先事業所において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及びD社が保管する、A社がC社E工場に提出した派遣費用の請求明細書から判断すると、申立人が申立期間においてA社に雇用され、派遣先事業所において業務に従事していたことが認められる。

しかしながら、A社の元監査役であったとする者は、「厚生年金保険の加入は選択制で、加入するか否かの希望を社員に聞いていた。厚生年金保険に加入するより手取り額が多い方が良いという社員もいた。」と供述している上、申立期間当時、申立人と同様にA社からC社E工場に派遣されていたとする複数の者は、それぞれ、「C社E工場において平成6年から7年までの約半年間、他の派遣先事業所において8年ごろから14年までの7年間勤務したが、A社に係る私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年2月1日となっている。A社の担当者からは、『入社してもすぐには厚生年金保険には加入させない。』と言われた。」、「私は、平成6年から10年までの期間において、C社E工場で勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は9年10月1日となっている。A社では、ほとんどの派遣社員を厚生年金保険に加入させていなかった。」、「私は、A社においてC社E工場に派遣していた社員の管理業務に従事していた。派遣社員には、厚生年金保険の加入を勧めたが、『厚生年

金保険に加入するより手取り額が多い方がよい。』という社員もいたので、厚生年金保険の加入は強制しなかった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、社員のすべてについて必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元事業主及びB社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月まで

専門学校を卒業後、すぐにA社に就職したが、同社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の事業主の姓が法人登記の記録により確認できる代表取締役の姓と一致していること、及び申立人の業務内容に関する供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 63 年 11 月 1 日であり、申立人が姓のみを記憶する事業主は、同日付けで申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、申立人は、申立期間当時の同僚について、姓のみを記憶しているため同僚の所在が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 21 日から同年 5 月 3 日まで

A社には、面接時に1日でも早く人手がほしいとのことだったので、高等学校の卒業式前であったが、卒業式当日は休暇をもらう約束で昭和40年1月から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等学校を卒業する前からA社に勤務したと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録を有することが確認できる同僚16人から聴取しても、申立人の勤務開始時期を推認できる供述は得られない上、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和40年5月3日であり、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致することから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人より1か月遅れの昭和40年6月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚は、自身が入社した時期は、当該資格取得日の約半年前であったと記憶していることと供述していること、及び前述の同僚のうち4人が、「当時は、入社してもすぐには社会保険には加入させてもらえない見習期間があった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の親族は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間

に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、前述の同僚を含む複数の同僚から、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について推認できる供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

A 医院（現在は、B 医院）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、給与明細書に控除額などが記載されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間のうち、平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 3 月 31 日までの期間において A 医院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によれば、A 医院は、昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、平成 14 年 2 月 1 日に B 医院として再度厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっていることが確認でき、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

また、申立人が、申立期間当時、同種の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚の一人及び A 医院の医師として名前を挙げた二人については、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無く、当該 3 人のうち、医師一人を除く二人については、B 医院が、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成 14 年 2 月 1 日に同事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、前述の同僚の一人は、「申立期間当時に加入していた年金制度に係る記憶は無いが、B 医院が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 14 年ごろに、年金の加入について切替えが行われた記憶がある。」と供述している。

さらに、B 医院は、「当院は、平成 13 年の医療法人化後に、厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった。申立期間中は厚生年金保険の適用事業

所ではなく、従業員は各自で国民年金に加入していたはずである。申立人に係る資料については、既に整理済みで、保管していないが、申立人は、当院で厚生年金保険に加入させていないと思う。」と回答している。

加えて、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。